

2013年 2月発行 第47号
つちや通信

土屋税理士事務所
アイフィールド有限公司
福山市西深津町5-6-2
TEL: 084-923-6948
http://ai-field.co.jp

2月といえば立春、暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。風邪などひかないように、寒さに負けずこの季節を乗り切っていきましょう。



土屋税理士事務所、アイフィールド(株)のホームページをご覧ください！
HPアドレス →→→ <http://ai-field.co.jp>

平成24年分確定申告版

今年も確定申告の時期がやってきました！
みなさん、必要書類の準備はお済みでしょうか？
昨年同様、当事務所から確定申告をしているお客様には、税務署から確定申告の書類は届きません。申告書以外の書類の準備をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。
また、平成24年分の確定申告からは生命保険料控除の改正があります。年末調整でご存知かもしれませんが、ここでもう一度おさらいをしておきましょう！

平成25年2月18日(月)～3月15日(金)は、平成24年分所得税の確定申告期間です。

◆確定申告が必要な方

次のような方は、所得税の確定申告が必要になります。

- ① 個人事業者
- ② 不動産賃貸収入がある人(不動産オーナー)
- ③ 給与の年間収入金額が2,000万円を超えている人
- ④ 2社以上から給与の支払を受けている人
- ⑤ 年金をもらっている人 《注》
- ⑥ 生命保険など死亡保険金や満期保険金をもらった人
- ⑦ 医療費や寄附金の控除を受ける人
- ⑧ 不動産や株式、ゴルフ会員権などを譲渡した人
- ⑨ 会社から貸付金の利息収入を得ている人
- ⑩ 平成24年中に住宅を取得した人 など

書類の準備は
お早めに！



《注》平成23年度より、公的年金の収入が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の方は、確定申告をしなくてもよいことになりました。ただし、次に該当する場合は住民税の申告が必要です。

- ① 収入が公的年金だけの人で「公的年金等の源泉徴収票」に記載されてる控除(社会保険料控除や配偶者控除など)以外の控除の適用を受ける場合
- ② 公的年金以外の所得がある場合

平成24年分確定申告での改正点！

【生命保険料控除の改正】

平成24年1月1日以後の契約より、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、介護・医療保険を対象とした契約の保険料について「介護保険料控除」が新設されました。これにより各保険料の控除限度額が4万円に変更され、生命保険料控除全体の限度額が12万円に拡充されました。

※詳しくは、つちや通信第46号でご確認ください。(ホームページでも見れます！)

平成25年度税制改正大綱発表！

先月24日、平成25年度税制改正大綱が発表されました。平成26年4月の消費税率8%引き上げに対して、影響が大きい住宅や自動車には購入者の税負担を軽減する措置が取られています。また、企業面ではデフレ脱却や景気回復を税制面から後押しするため、減税制度を中心とした内容となっています。

平成25年度税制改正大綱のポイント

| | 増税 | 減税 |
|---------|-------------------|--|
| 家計 | 所得税 | 課税所得4,000万円超の部分に45%の最高税率 |
| | 相続税 | 相続財産6億円超の部分に55%の最高税率 相続税の基礎控除を縮小(3,000万円+600万円×法定相続人) |
| | 住宅ローン減税 | H26年4月～H29年末の同居で最高控除額を年40万円に |
| | 自動車取得税 | H26年4月に縮小、H27年10月に廃止 |
| | 孫への教育資金 | 1,500万円を上限に贈与税を非課税に |
| 企業 | 少額投資非課税制度(日本版ISA) | 年100万円までの株式・株式投信への投資について、配当や譲渡益を5年非課税 |
| | 研究開発 | 試験研究費を控除できる法人税額の上限を3割に引き上げ |
| | 投資促進 | 設備投資を前年度比10%超増やした企業に対し、投資額の3割を前倒し償却か、3%の税額控除 |
| | 給与増を促す税制 | 平均給与などを増やした企業に対し、給与増加額の1割を法人税額から控除 |
| 中小企業交際費 | 年800万円まで全額損金算入 | |

次のような方を ご紹介下さい



このような悩みをお持ちの方

- ◆ 仕事が忙しくて、経理はいつも後回し
- ◆ パソコンを導入して、経理を効率化したい
- ◆ 手書きで伝票や帳簿をつけているので大変
- ◆ 利益を前もって知り、少しでも節税したい
- ◆ 売上、経費、借入金状況をすぐ知りたい
- ◆ 利益計画、予算管理など計画的な会社経営をしたい



消費税増税特集

今話題となっている消費税増税。

連日ニュースや新聞で取り上げられています。

消費税増税法案が成立し、平成26年から段階的に税率が引き上げられる予定です。

今回は、消費税増税について、消費税が3%から5%に引き上げられた際の取り扱いを参考に、増税時の経過措置についてお伝えしたいと思います。

消費税率の段階的引き上げ(平成26年4月1日より)

○改正の内容

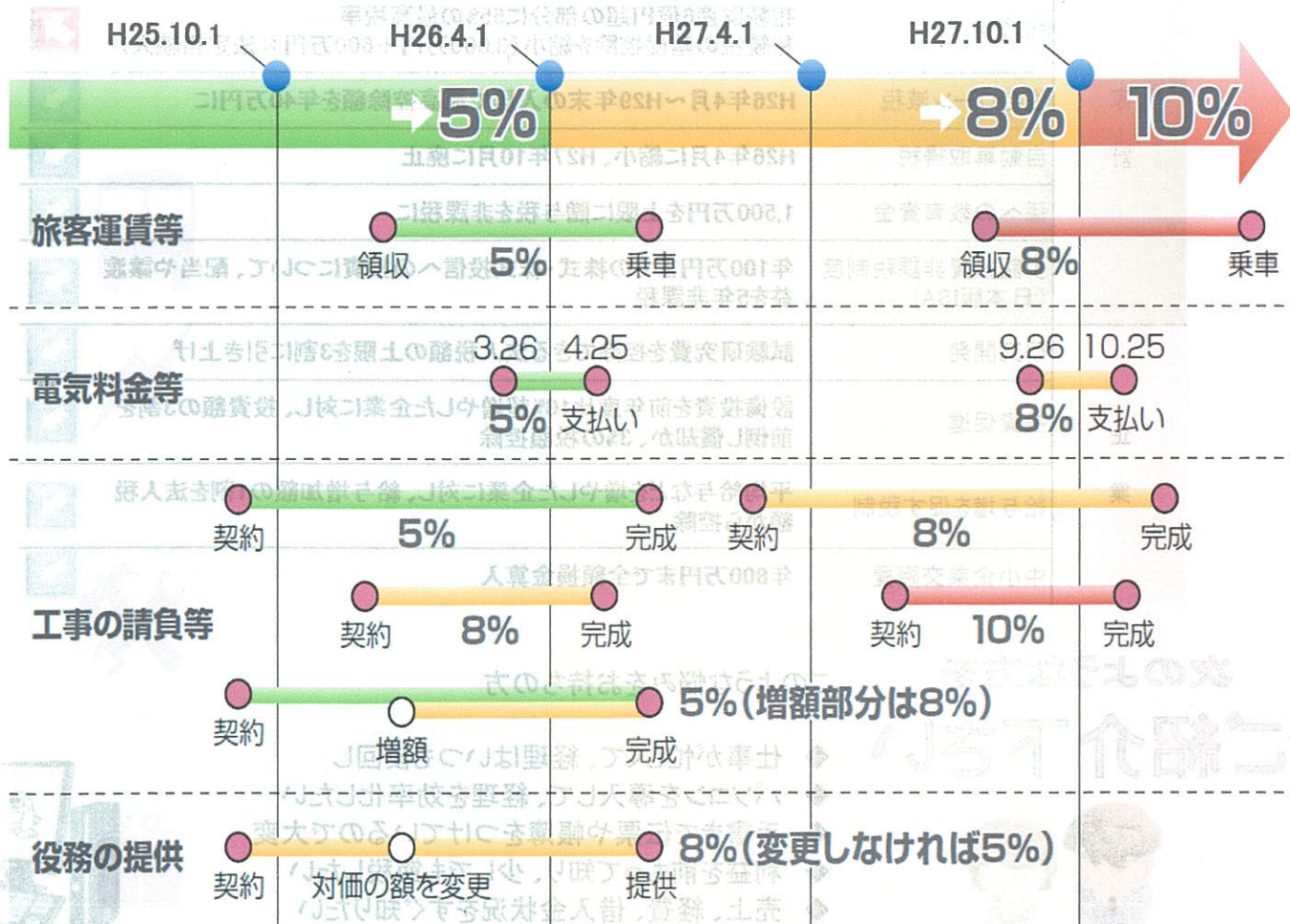
平成26年 4月1日より

消費税率 8%に引き上げ

平成27年 10月1日より

消費税率 10%に引き上げ

【図表】経過措置の取扱い



旅客運賃等、平成26年3月末までの購入で5%

平成26年4月1日以後に搭乘する飛行機等の搭乗券で平成26年3月31日までに購入されたものについては5%のままであります。

電気料金等は4月30日までの料金の支払は5%

検針等による料金の算定期間が仮に平成26年3月26日から平成26年4月25日までとされている電気料金等については5%となります。

工事の請負等は、消費税率引き上げの6か月前までに契約された工事・請負契約は5%

平成25年9月30日までに締結した契約に基づく建築工事等で、完成した建物等の引渡しは平成26年4月1日以後になるものについては5%のままであります。平成25年10月1日以後にその契約に係る対価の額が増額された場合の増額部分については、経過措置の対象とはならず8%となります。

資産の貸付は要件を満たすことで5%

平成25年9月30日までに締結した契約に基づく資産の貸付は、施行日前から引続き行われている資産の貸付で、その契約内容が以下の要件に該当する場合は5%となります。

- ①その契約に係る資産の貸付の期間及びその期間中の対価の額が定められていること。
- ②事業者が事業の変更その他理由により、その対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申し入れをすることができる旨の定めがないこと、その他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

お知らせ

会計・販売ソフトの古いバージョンを利用されている方は、消費税税率の変更ができません。最新バージョンのものを購入していただく必要があります。

また、業務面では、レジのシステムの変更や、請求書の発行など新税率に対応する必要があります。

そして、短期間で2度の税率引き上げとなりますので、事務・経理に混乱が予想されます。早めの対応を取り、消費税増税に備えましょう。